

公益財団法人福岡県結核予防会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益財団法人福岡県結核予防会（以下「本会」という。）定款第14条第1項及び第2項並びに第29条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）に対する報酬等を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款第11条に定める評議員をいう。ただし、評議員は、全て非常勤とする。
- (2) 役員とは、定款第23条第1項に定める理事及び監事をいう。ただし、監事は、すべて非常勤とする。
- (3) 常勤役員とは、本会を主たる勤務先とし、かつ、週3日以上本会の業務に従事する理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号において規定する報酬、賞与その他職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬等)

第3条 職員である理事については、職員としての給与を本会の給与規程に基づき支給する。ただし、不当に高額なものであってはならない。

- 2 役員のうち、本会の職員としての身分を有する理事については、本会の給与規程に基づいて給与及び賞与並びにその他手当を支給する。
- 3 常勤役員であって、本会の職員としての身分を有しない者に対する報酬等は、年800万円を超えない金額の範囲で、職務従事日数及び職責等を考慮した上で評議員会の決議に基づいて支給する。
- 4 評議員及び非常勤役員に対する報酬は、第5条に定める額とする。
- 5 前項にかかわらず、本人から報酬等の辞退の申し入れがあった場合には報酬等は支給しない。

(役員賞与等)

第4条 本会は、役員に対し、役員賞与及び役員退職手当並びに役員としての地位に基づくその他一切の手当を支給しない。

- 2 この規程に定めのない手当は支給しない。

(報酬等の決定基準)

第5条 評議員の報酬は、評議員会への出席等の都度、1回1万円とする。ただし、評議員一人の報酬の年額合計は定款第14条に定める額の範囲内とする。

2 非常勤役員の報酬は、理事会等への出席の都度1回1万円とする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、通勤手当を支給することができる。通勤手当の月額は、職員給与規程に則るものとし、原則として通勤に利用する交通機関の運賃とする。

2 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受けるものの例に準ずるものとする。

(費用弁償等)

第7条 役員等には、その職務を執行するために要する費用を弁償することがある。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

2 役員等がその職務を行うために要する費用は、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料その他の経費とする。

3 役員等がその職務の執行に当って負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

4 役員等の費用弁償は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

5 前項にかかわらず、役員等が第1項につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の決議による。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人福岡県結核予防会の設立登記のあった日から施行する。